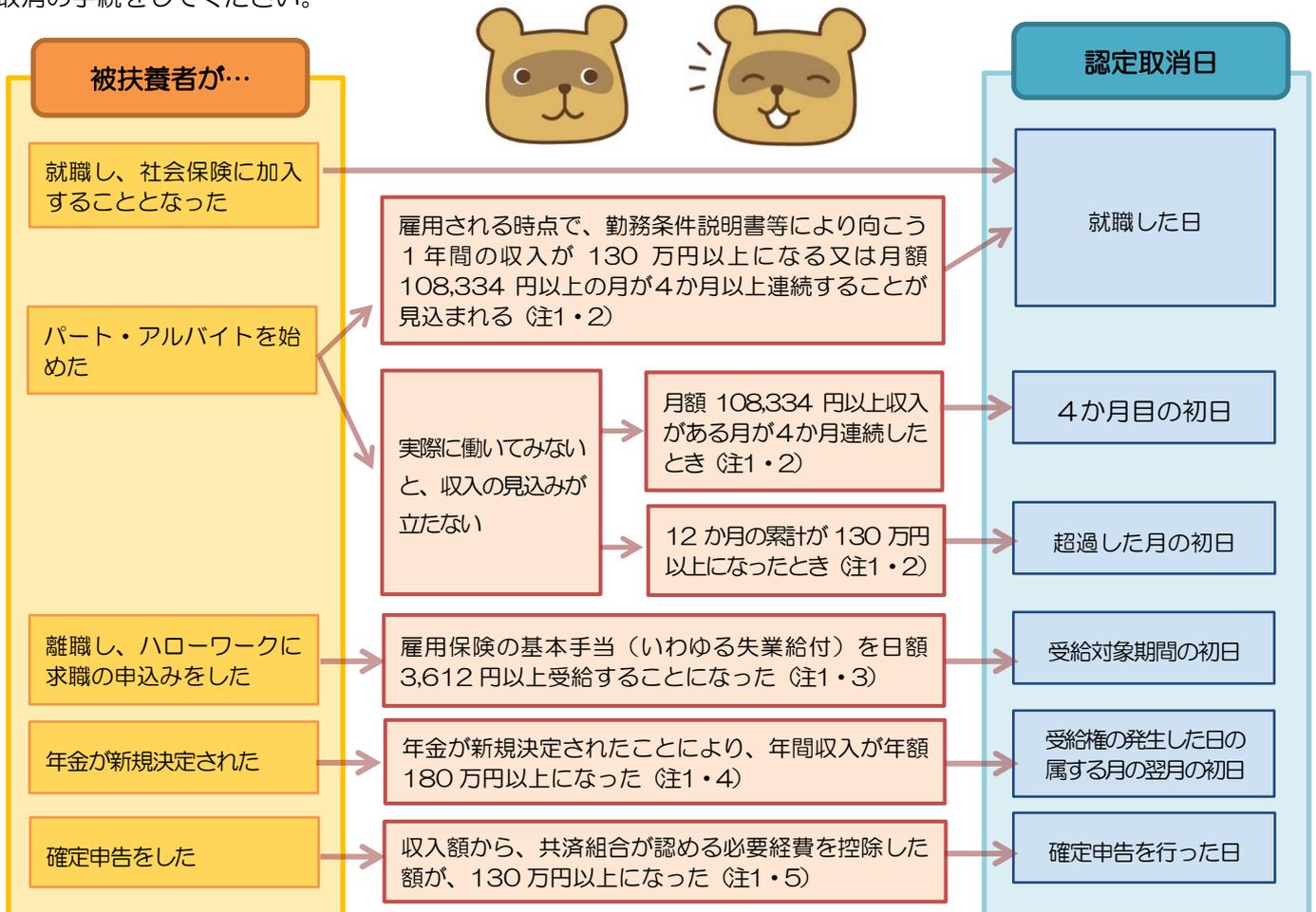


被扶養者の認定・取消の手続きは必要ありませんか？

年度替わりの時期は、被扶養者の就職や退職等により、被扶養者の認定又は取消の手続きが必要になる場合が多くあります。次のフローチャートでは、よくある認定取消の事例を紹介しています。該当する場合は、速やかに認定取消の手続きをしてください。



(注1) 収入限度額は、次のとおりとなります。

	右以外の方	60歳以上の方 障害年金受給相当の障害を有する方
	年額(12か月の累計)	130万円
月額	108,334円	150,000円
日額	3,612円	5,000円

(注2) 収入には、通勤手当・ボーナス等を含みます。

(注3) 失業給付の待機期間及び給付制限期間は、被扶養者として認定できる場合があります。

(注4) 年金には、企業年金や財形貯蓄、生命保険会社等の個人年金も含まれます。

(注5) 共済組合が認める必要経費は、所得税法上認められる必要経費とは異なっています。(P6参照)